

2020年6月29日

保護者の皆様へ

クアラルンプール日本人学校

校長 神田 哲  
園長 松本 由美子

### コロナ禍に伴う特別救済措置について

昨今のコロナ禍に伴い、本校へ一旦御入学（御入園）頂いたにも拘わらず、止む無く一定期間の間、日本へ帰国せざるを得ず、本校を一時的に退学せざるを得ないご家庭が増えてきております。

本校の再入学に関する規定は生徒就学規定 第20条（下部ご参照）に定められておりますが、コロナ禍は園児・児童・生徒や保護者の皆様、そして私共学校等も含む全ての人々が被害者であることを鑑み、今般、特別救済措置を策定致しました。

#### 【現行規定】

生徒就学規定 第20条

退学者の再入学の際の入学金は、退学後12か月以内の場合は、規定の半額を支払うものとする。

尚、施設設備利用料は再入学の際にも全額を申し受けております。

#### 【特別救済措置】

コロナ禍対応特別再入学制度

<対象者>

3月16日（3学期修了日）の翌日よりJSKL再開、及びマレーシア入国禁止措置解除の双方が整ってから3ヵ月以降の最初の新学期始業日迄の間に退学（退園）し、再入学（再入園）する園児・児童・生徒

<制度内容>

制度期間中に退学（退園）／再入学（再入園）する園児・児童・生徒は、再入学（再入園）時の入学金（入園金）、施設設備利用料（園児は対象外）を免除する。

（退学期間中はJSKLアカウント、マチコミを停止し、オンライン授業の受講権利は一時的に失効致しますことをご承知おき下さい）

尚、私立の民族学校である本校は、2006年民族学校令により、営利活動は行えないことになっており、毎年の予算は収支0を目安に建てております。学校の経営構造は人件費が55%、その他固定費と考えられる経費を含めると約90%が固定的な費用という構成になってお

り、結果としてほぼ固定化した費用を12等分して授業料として納めて頂いております。勿論、これら固定費のコストダウンには取り組んで参りますが、本校としてはむしろ学校経営の性格を勘案すれば、これら最低限の経費を最大限に生かして教育活動の質の向上を志向すべきと考えております。つきましては、授業料、学校維持資金負担金、PTA会費に関しましては規定額を申し受けますので、宜しくお願い致します。

今後とも本校の教育活動に対しまして格別のご理解、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以 上